

事務連絡（保 22）F
平成19年4月24日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石井正



労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険診療費
算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の一部改定（疾患別リハビリテーション料の見直し）に伴い、平成19年4月1日診療分より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成19年4月20日付日医発第71号（保15）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年4月1日より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますのでご連絡申し上げます。

なお、今回の労災診療費算定基準の一部改定においては、健康保険において導入された逓減制および疾患別リハビリテーション医学管理料を適用しない取扱いとし、疾患別リハビリテーションの継続が必要であると主治医が判断した場合には、従来どおり、診療費請求内訳書に「労災リハビリテーション評価計画書」を添付することで、算定日数の上限を超えて疾患別リハビリテーション料（逓減制を適用しない点数）を算定することが可能となります。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。